

令和2年2月17日

所沢市医師会 会員の皆様へ

感染症担当理事
赤津

新型コロナウイルス感染症疑い症例への対応について（第5報）

標記について、下記の通り連絡します。すでに報道されていることですが、疑い例の定義が変わりましたので、御承知下さい（厚生労働省HPより）。また、感染の広がりを受けて、2月16日に新型コロナウイルス感染について、感染症専門家会議が招集されました（座長、脇田隆字先生、国立感染症研究所長、構成員には川名明彦防衛医大教授もおはいりです）。今後は国内発生を食い止めるための方策に重点が移ると思います。現在、疑わしい患者の電話スクリーニングとして保健所にある帰国者・接触者相談センター（保健所では相談窓口と言っています）が役割を果たしていますが、この窓口の重要性がさらに高まると思いますので御確認下さい（別紙）。

また、所沢市医師会に過去に備蓄していた簡易マスク（サージカルマスクより簡易な物ですが）が若干量ありますので、必要な医療機関は取りに来て頂ければお渡しすることができます【医師会の営業時間に来所、1施設1箱(100枚入り)にさせて頂きます】。

記

1. 経緯

すでに報道されておりますが、新型コロナウイルス感染症流行地域の定義が変わりました。並びに、本邦でも流行地域に渡航されていない方々の感染例が出ています。これを見て厚生労働省のHP内の診断基準が変更されました。また、付記が付きました。

参照：新型コロナウイルスに関するQ&A（医療機関・検査機関の方向け）（2/13時点版）
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

2. 新たな診断基準についての記載

感染が疑われる患者は、37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状があり、
・発症前14日以内に湖北省または浙江省に渡航あるいは居住していた人、
・発症前14日以内に湖北省または浙江省に渡航あるいは居住していた人と濃厚接触歴がある人。

診断方法は、核酸増幅法（PCR法など）があります。実際には、昨今の国内外の発生状況を踏まえ、これらの地域に限定されることなく、医師が新型コロナウイルス感染症を疑う場合に、各自治体と相談の上で検査することになります。その際は、疑似症として保健所に届け出後、地方衛生研究所または国立感染症研究所で検査することになります。
まずはお近くの保健所にお問い合わせください。

3. 帰国者・接触者相談センター

心配している方からの電話相談に応じ、受診調整を行っています。概要は別紙の通りですので御確認下さい（既に一度送付ずみの資料）。

疑い例に該当しない場合は一般医療機関での受診、あるいは経過観察となります。疑い例と判断された場合は帰国者・接触者外来への受診誘導になります。今後、患者の増加に伴い、帰国者・接触者外来に従事する医療機関の範囲が広がる可能性が考えられますが、現時点では所沢市医師会には連絡はありません。

4. 所沢市医師会に保管してあるマスクについて

マスク配布期間は、明日(2月18日)より2月末までとし、無くなり次第終了とします。

受領の時間は、平日営業日の午前9時から午後5時で御願いします。

マスクの規格は以下の通りで、はっきりしませんでした。

マスクの名称等：HOGY Disposable mask, MM-1P（規格をネットで確認しましたが、出てきませんでした。古いものであると思います。医師会で視認したイメージでは昔、使用していた薄い紙でできている物で、自分からの飛沫を防ぐためには内側にガーゼ等を挟んだほうが良いと思います）。

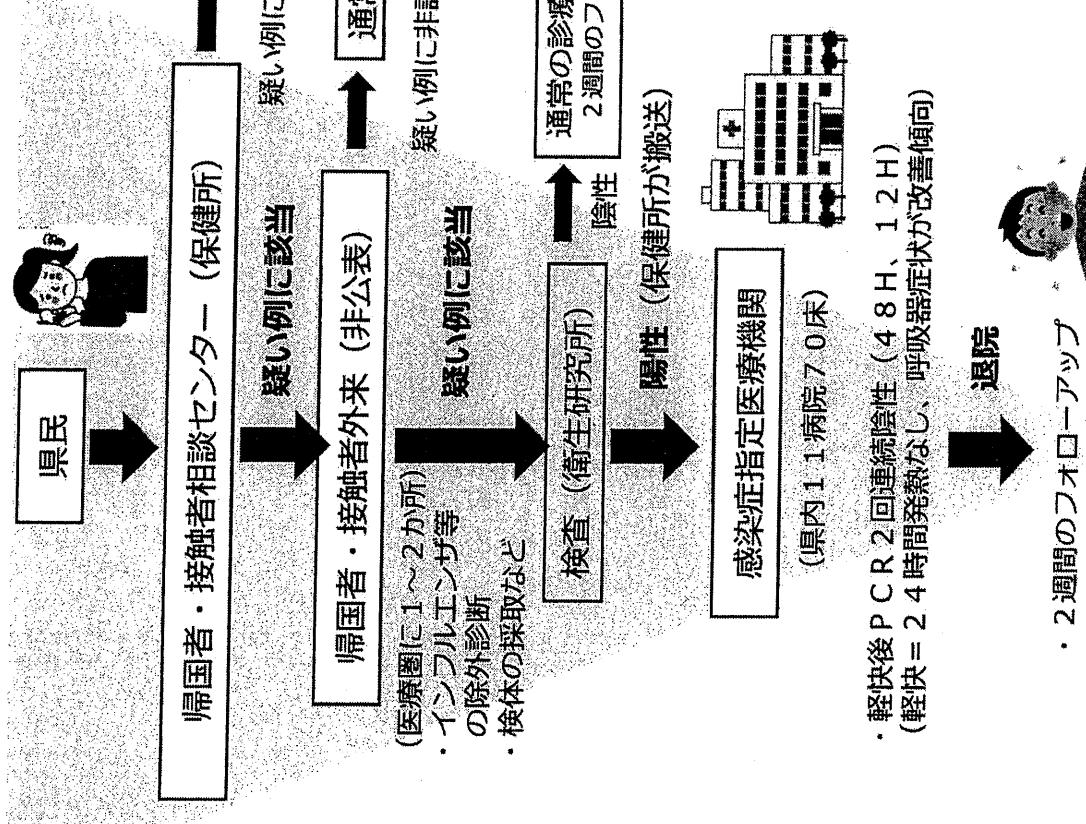
尚、現在までに、埼玉県からはマスク、アルコール等の資機材の医療機関への優先配布の話は所沢市医師会にはございません。

所沢市が備蓄しているマスクの配布について、所沢市からお話しがありました。現在、医療機関、福祉施設、公共交通機関等、需要は高まっており、たくさん頂けるかは分かりません。概要が分かり次第、会員の皆様と情報共有し、適切に処置致します。

「帰国者・接触者外来」「帰国者・接触者相談センター」について

住民の不安を軽減し、疑い例の患者を診療体制の整った医療機関に確実につなぐため、疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」を設置する。

相談の流れ



疑い例 (①から③のいずれか)

2/3現在

①37.5℃以上の発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈するものであって、新型コロナウィルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

②37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省に渡航又は居住していたもの

③37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

役割

<帰国者・接触者外来>

○ 帰国者・接触者相談センターから紹介を受けた疑い例患者の診察を行う。

○ 診察にあたっては、インフルエンザ等の簡易検査による除外診断を行う。

○ 結果、可能性が高いと診断された場合は、帰国者・接触者相談センターと相談し検体を探取する。

<帰国者・接触者相談センター>

○ 疑い例に該当すると思う方から相談を受け、「帰国者・接触者外来」へ受診調整する。

○ 疑い例に該当しない場合は、適切な情報を与え、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう指導する。